

荘内銀行ペイバイホンサービス「資金移動取引」規定

1. (資金移動取引サービス)

- (1) パーソナルコンピュータ（以下「パソコン」といいます。）、ファクシミリ（以下「FAX」といいます。）、プッシュホン（以下「PB」といいます。）等の各種端末による資金移動取引は、契約者ご本人（以下「依頼人」といいます。）から電話、パソコンによる依頼にもとづき、あらかじめ指定された依頼人名義の預金口座（以下、「支払指定口座」といいます。）より、ご指定金額を引落しのうえ、依頼人が指定した当行本支店の預金口座、または他行の預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）へ入金する場合に利用することができるものとします。
- (2) パソコンによる依頼は、依頼人があらかじめ当行に届け出た電話番号のパソコンを使用して送信してください。
- (3) 入金指定口座への入金は、次の各号の方法で取扱います。
 - ① 支払指定口座と入金指定口座とが同一店内の場合は、「振替」として取扱います。
 - ② 入金指定口座が支払指定口座とは異なる本支店、または他行にある場合は、「振込」として取扱います。

2. (資金移動の受付)

- (1) 資金移動取引サービスにより振込または振替を依頼する場合は、当行が定めた番号あてに送信を行い、当行の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容をPBのボタンまたは専有管理する端末により操作して下さい。
- (2) 当行で受信した支払指定口座の店番号・科目コード・口座番号および暗証番号が届出の店番号・科目コード・口座番号および当行とあらかじめ取り決めた暗証番号と一致した場合には、当行は送信者を依頼人とみなします。
- (3) ご依頼の内容について、当行が一件ごとに確認コードを受信した時点で確定するものとします。
- (4) ご依頼の内容が確定した場合、当行は支払指定口座から振込金額または振替金額を引落しのうえ、当行所定の方法で振込または振替の手続きをいたします。
- (5) 支払指定口座からの資金引落しは、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定またはカードローン契約書にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とし、当行所定の方法により取扱います。
- (6) 以下の各号に該当する場合、資金移動サービスのお取扱いはできません。
 - ① 振込時または振替時に、振込金額または振替金額が支払指定口座より払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるとき。
 - ② 支払指定口座が解約済のとき。
 - ③ 依頼人から支払指定口座への支払停止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続を行ったとき。
 - ④ 差押等やむを得ない事情があり当行が支払いを不相当と認めたとき。
 - ⑤ 為替取引において、入金指定口座が解約済のとき。
- (7) 振替取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当行所定の方法により、当行取引の支払指定口座へ戻し入れます。

なお、振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻し手続により処理します。

3. (手数料等)

- (1) 資金移動サービスの利用および前条第7項による「組戻し」の取扱いに際しては、当行所定の手数料を支払ってください。
- (2) 手数料は、当行所定の振替日に預金通帳及び払戻請求書、または当座小切手なしで指定預金口座から自動的に引落します。

4. (サービスの利用時間)

資金移動サービスの利用時間は、当行が別途定めた時間内とします。

5. (取引内容の確認)

- (1) この取扱いによる取引後は、すみやかに普通預金通帳の記入、または当座勘定照合表により取引内容を照合してください。万一、取引内容・残高に相違がある場合、直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。
- (2) 取引内容・残高に相違ある場合において、依頼人と当行の間で疑義が生じたときは、当行の機械記録の内容をもって処理させていただきます。

6. (免責事項)

次の各号の事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (1) 当行の責によらない通信機器、回線等の通信手段の障害およびコンピュータ等の障害・電話の不通等により取扱いが遅延したり不能となったりした場合、あるいは契約者が送信した口座情報に誤りや脱落等が生じた場合、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) 公衆電話回線、専用電話回線等の通信経路において盗聴等がなされた、または、当行が契約者宛に送付した通知および書類等の不正取得、端末の不正使用等がなされたことにより契約者の暗証番号・取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 当行が当行所定の確認手段にもとづき送信者を契約者とみなして取扱いを行った場合、当行は暗証番号の盗用、端末の不正使用その他の事故があった場合、または依頼内容に不備があった場合、そのために生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (4) 当行が各種の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合は、それらの書面に偽造、変造、盗用その他事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
- (5) 災害・事変・裁判所等公的機関の措置などがあった場合、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

- (6) 電話回線等により、本サービスが遅延および不能、または契約者の情報が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (7) 契約者の端末においてコンピュータウィルス等による損害が生じた場合、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
- (8) 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由により、入金不能または遅延等があったとき、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

7. (届出事項の変更等)

暗証番号、指定口座等届出事項内容に変更がある場合には、当行所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。この届出の前に、当該届出がなされなかったことにより生じた損害については、当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

8. (解約)

- (1) 本サービスは契約者もしくは当行の都合によりいつでも解約できるものとします。ただし、契約者の都合により本サービスの解約を行う場合、契約者が当行に対する解約通知は当行所定の書面により届け出るものとします。当行が解約の通知を届出の住所宛に発信した場合、その通知が契約者に到着しなかったとき、または延着したときは、通常到着すべきときに到着したものとみなします。
- (2) 契約者に、以下の各号の事由が一つでも生じたときは、当行は契約者に通知することなく本サービスの契約を直ちに解約できるものとします。
 - ①相続の開始があったとき。
 - ②支払停止または破産、民事再生手続開始、会社更正手続開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき。
 - ③手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - ④住所変更等の届出を怠る等により、当行が相当と認める期間、当行が契約者の所在を確認できなくなったとき。
 - ⑤当行に支払うべき利用料等の未払いが生じたとき。
 - ⑥本規程に違反する等、当行が本サービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき。
- (3) 1年以上にわたり、本サービスのご利用がない場合は、本サービスを停止させていただくことがあります。当行は事前に通知しますが、当行が行った通知が契約者に到着しなかったときは、または延着したときは、通常到着すべきときに到着したものとみなします。

9. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定、当座勘定貸越約定書、およびカードローン契約書により取扱います。

10. (契約期間)

この契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、依頼人または当行から特に申出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

以 上